

住宅用火災警報器を 設置しましょう

住宅用火災警報器とは、天井や壁に取り付け、火災の際に発生する煙や熱を感知し警報音や音声で火災を知らせるための器具です。火災による逃げ遅れをなくすために住宅への設置が義務付けられています。まだ住宅に設置されていない方は、ホームセンター等で購入できますので購入し設置をしてください。（設置方法は裏面を参照）



住宅用火災警報器が鳴った時の対処法

火災の時



警報音が鳴り、火災を見つけたら次のような対処をしましょう。

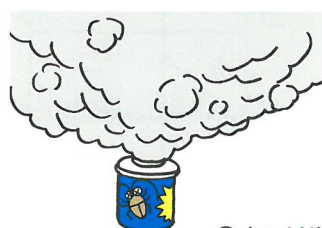


- 周りに**大声**で知らせましょう。
- **避難**しましょう。 ● **119番通報**しましょう。
- 可能なら初期消火を。

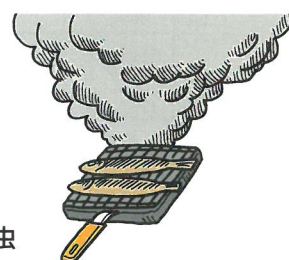
火災でない時



警報音停止ボタンを押すか、室内の換気をするすると警報音は止まります。以下のものに注意してください。



● 燻煙式殺虫剤



● 調理時に発生する大量の煙や湯気

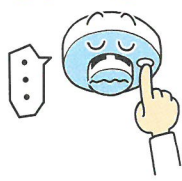


● ホコリや小さな虫

定期的に作動確認し、音を聞きましょう!

- ボタンを押す、又はひもを引いて作動確認をします。

音が鳴らない場合は?



- 電池はきちんとセットされているかご確認ください。



- 定期的に作動確認をしましょう。
- 定期的に家族で火災時の警報音を聞いてみましょう。
- 電池タイプの物は、おおむね10年で電池切れとなります。
- それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

【お問い合わせ先】

消防本部 予防課指導係
TEL.0285-82-8997
真岡消防署
TEL.0285-82-3161
真岡西分署
TEL.0285-83-2424
二宮分署
TEL.0285-74-0537
茂木分署
TEL.0285-63-0201
芳賀分署
TEL.028-677-0212
益子分署
TEL.0285-72-3651
市員分署
TEL.0285-67-1119



芳賀地区広域行政事務組合消防本部

住宅用火災警報器設置方法

住宅用火災警報器には「煙」を感知するものと、「熱」を感知するものがあります。

「煙」感知は、火災をより早期に発見するために有効です。

「熱」感知は、煙や水蒸気が発生する台所などに適しています。

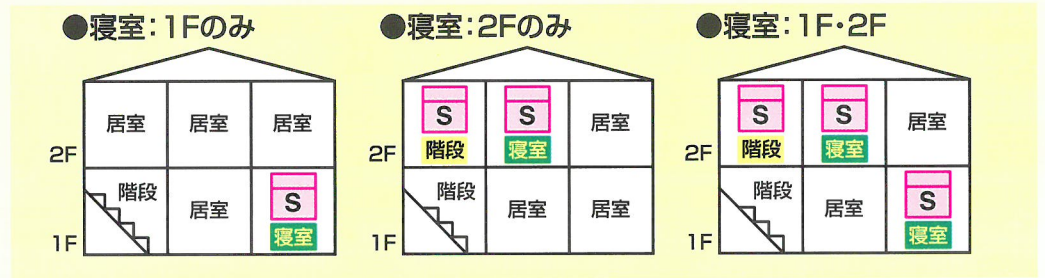
住宅の部分	警報器の種別
寝室	煙(光電式)
階段	煙(光電式)
廊下	煙(光電式またはイオン化式)
台所	熱(定温式)(推奨)
S	警報器(煙)

警報器設置場所

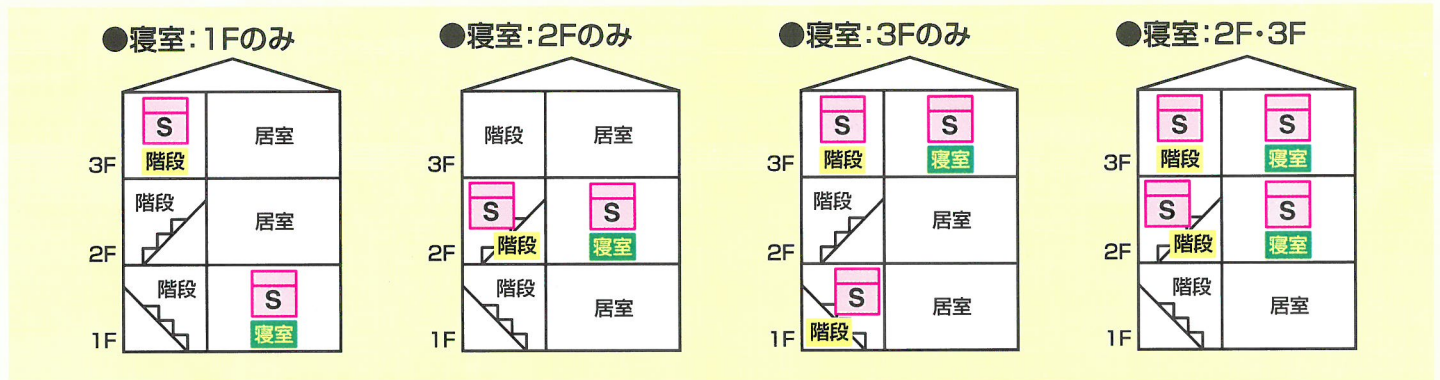
●1階建て



●2階建て



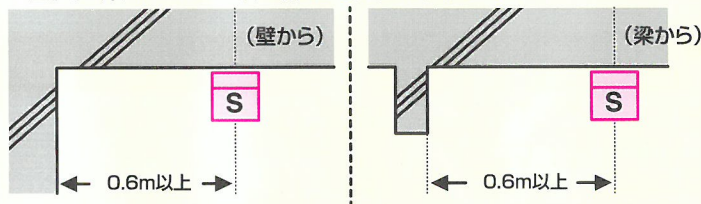
●3階建て



警報器取付位置

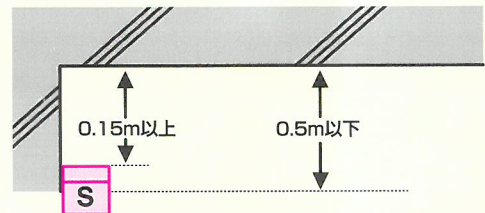
●天井に設置する場合

※壁又は梁から0.6m以上離れた位置に設置する。



●壁に設置する場合

※天井から0.15m以上0.5m以下の位置に設置する。



警報器を設置する必要がない一階に、7㎡(4.5帖)以上の居室が5以上ある場合の廊下に設置。

